



**JASDAQ**

各 位

平成 22 年 7 月 20 日

大阪市北区堂島浜二丁目 2 番 8 号 東洋紡ビル

ヴィンキュラム ジャパン株式会社

代表取締役社長 瀧澤 隆

(JASDAQ・コード番号: 3784)

問い合わせ先 取締役管理部長 吉田 裕

TEL 06-6348-8951

## ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 25 日開催の当社第 21 回定時株主総会において承認可決されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、平成 22 年 7 月 20 日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役員および従業員に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を発行する理由

##### (1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるために、当社の執行役員および従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

##### (2) 当社取締役に新株予約権を発行する理由

株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社取締役に對しストック・オプションとして新株予約権を付与することについては、取締役の報酬として相当であると存じます。

#### 2. 新株予約権の名称

ヴィンキュラム ジャパン株式会社第 1 回新株予約権

#### 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとします。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 22 年 8 月 5 日

#### 5. 新株予約権の割当対象者

当社取締役	5 名	当社執行役員	6 名	当社従業員	40 名
-------	-----	--------	-----	-------	------

#### 6. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 1,495 株といたします。

なお、新株予約権の割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）を次の算式により調整し（1 株未満の

端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数といたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数といたします。

(2) 新株予約権の総数

1,495 個といたします。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は 240 個といたします。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株といたします。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。)

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、その割当ての総数をもって発行する募集新株予約権の総数といたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額といたします。行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除くもの)といたします。)における大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の終値といたします。

なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行(時価発行として行う公募増資、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除くもの)といたします。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものといたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 8 月 6 日から平成 27 年 8 月 5 日までといたします。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い、算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(6) 新株予約権の行使の条件

①権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行することを要するものいたします。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められないものいたします。

③新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができるものいたします。

④その他新株予約権の行使の条件は、平成 22 年 6 月 25 日開催の当社第 21 回定時株主総会決議および平成 22 年 8 月 4 日開催予定の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところといたします。

(7) 新株予約権の取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものいたします。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものいたします。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものいたします。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約または計画に、以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものいたします。

①合併（当社が消滅する場合に限るものいたします。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものいたします。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権発行の取締役会で定めるものいたします。

7. 新株予約権の発行価額の算定根拠

ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものいたします。

（ご参考） 定時株主総会付議のための取締役会 平成 22 年 5 月 12 日

定時株主総会の決議日 平成 22 年 6 月 25 日

以 上